

平成25年度 第3回

枚方市病院事業運営審議委員会 資料

案 件

1. 消費税率の改定等に伴う使用料等の改定等について
2. 新病院を見すえた各種業務委託等について
3. 新病院に向けた医療機器等の契約状況及び情報システムの整備等について
4. その他

資 料

- ・消費税率の改定等に伴う使用料等の改定等について
- ・新病院を見すえた各種業務委託等について
- ・新病院に向けた医療機器等の契約状況及び情報システムの整備等について

市立枚方市民病院

消費税率の改定等に伴う使用料等の改定等について

1. 趣旨及び概要等

平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が引き上げられることから、市民病院における保険診療以外の使用料等について、内税表示による規定から、外税表示による規定に改定するものです。

また、保険収載された手術等の費用に係る項目について削除するものです。

2. 改定額一覧

別紙資料のとおり

3. 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日

4. 今後の予定

平成 25 年 12 月議会において、市立枚方市民病院事業の使用料及び手数料条例の一部改正（案）を提出します。また、あわせて、市立枚方市民病院事業の使用料、手数料等に関する規程を改正します。

なお、新病院開院に伴う使用料等のあり方については、今後検討し、改めて議会の条例改正案を提出します。

別紙資料

使用料(条例分)

区分		単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)	
初診に係る特定療養費		1回	1,580円	1,505円	1,630円	
内視鏡下甲状腺手術治療に係る費用	手術料	甲状腺部分切除術又は甲状腺腫摘出術(片葉のみ)	79,800円	76,000円	82,080円	
		甲状腺部分切除術又は甲状腺腫摘出術(両葉)	97,650円	93,000円	100,440円	
		パセドウ甲状腺全摘術	191,100円	182,000円	196,560円	
	手術料以外の費用	1式	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の105を乗じて得た額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の108を乗じて得た額に端数処理をした額	
高密度焦点式超音波治療装置治療に係る費用	手術料	1回	530,250円	505,000円	545,400円	
	医療機器使用料	1回	55,650円 (84,000円)	53,000円 (80,000円)	57,240円 (86,400円)	
	手術料及び医療機器使用料以外の費用	1式	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の105を乗じて得た額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の108を乗じて得た額に端数処理をした額	
インプラント治療に係る費用	基本料	1歯	266,000円	253,334円	273,600円	
	全身麻酔料	1回	61,000円	58,096円	62,740円	
	外来処置料	1回	1,570円	1,496円	1,620円	
	基本料、全身麻酔料及び外来処置料以外の費用	1式	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の105を乗じて得た額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の108を乗じて得た額に端数処理をした額	
陥入爪治療に係る費用	基本料	形状記憶合金プレートによるもの	7,000円	6,667円	7,200円	
		超弾性ワイヤーによるもの	4,000円	3,810円	4,110円	
		スチール鋼ワイヤーによるもの	3,000円	2,858円	3,090円	
	手術料	形状記憶合金プレートによるもの又は超弾性ワイヤーによるもの	1回	3,000円	2,858円	3,090円
		スチール鋼ワイヤーによるもの	1回	7,000円	6,667円	7,200円
	外来処置料	1回	1,200円	1,143円	1,230円	
菌列矯正に伴う抜歯手術に係る費用	手術料	1歯	診療報酬の算定方法により算定した額に100分の105を乗じて得た額	診療報酬の算定方法により算定した額	診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額に端数処理をした額	
	手術料以外の費用	1式	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の105を乗じて得た額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の108を乗じて得た額に端数処理をした額	
腹腔鏡下直腸固定術治療に係る費用	手術料	1回	326,000円	平成24年4月の診療報酬改定により、当該手技が保険収載されたため削除するもの		
手術料以外の費用	1式	診療報酬の算定方法により算定した額と入院時食事療養費算定基準により算定した額との合計額に100分の105を乗じて得た額				
人間ドック検診料	1回	39,900円 (43,050円)	38,000円 (41,000円)	41,040円 (44,280円)		
脳ドック検診料	1回	50,000円	47,620円	51,430円		
インプラント画像診断料	1回	21,000円	20,000円	21,600円		
セカンドオピニオン相談料	30分以内	1回	10,500円	10,000円	10,800円	
	30分を超え60分以内	1回	21,000円	20,000円	21,600円	
室料差額	特別室	1日	15,290円 (19,880円)	14,563円 (18,932円)	15,730円 (20,450円)	
	個室	1日	5,100円 (6,630円)	4,854円 (6,310円)	5,240円 (6,810円)	
死体検案料	1回					
死亡検案料		3,060円	2,915円	3,150円		
死後処置料						

備考

改定後金額(税込)に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

()内の額は、本市に住所を有する者以外の者の額とする。

使用料(規程分)

区分	単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
患者外食事料	1日	2,120円	2,019円	2,180円
面談料	1時間	2,840円	2,704円	2,920円

備考

改定後金額(税込)に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

手数料(条例分)

区分		単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
文書手数料	生命保険及び自動車事故に係る損害賠償責任保険に関するもの	1通	3,150円	3,000円	3,240円
	文書の記載内容が複雑なもの				
	その他のもの				
	診断書及び証明書以外の保険医療機関の証明を必要とする文書		2,100円(病院所定様式によるものにあつては、1,580円)	2,000円(病院所定様式によるものにあつては、1,505円)	2,160円 (1,630円)
			1,050円(病院所定様式によるもので、医師の所見等を必要としないものにあつては、790円)	1,000円(病院所定様式によるもので、医師の所見等を必要としないものにあつては、753円)	1,080円 (810円)
診察券再発行手数料		1枚	100円	96円	100円
エックス線写真等画像記録の提供に係る手数料	フィルムによる場合	1枚	500円	477円	520円
	光ディスク等の記録媒体(管理者が定めるものに限る。)による場合				
			1,000円	953円	1,030円

備考

改定後金額(税込)に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

人間ドックオプション(規程分)

血液検査

区分	単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
腫瘍マーカー(CEA・AFP)検査	1回	4,460 円	4,248 円	4,590 円
腫瘍マーカー(CA19-9)検査	1回	3,620 円	3,448 円	3,720 円
腫瘍マーカー(PSA)検査	1回	3,520 円	3,353 円	3,620 円
腫瘍マーカー(CA125)検査	1回	3,730 円	3,553 円	3,840 円
腫瘍マーカー(CA15-3)検査	1回	3,410 円	3,248 円	3,510 円
腫瘍マーカー(CEA)検査	1回	3,260 円	3,105 円	3,350 円
腫瘍マーカー(CYFRA)検査	1回	3,940 円	3,753 円	4,050 円
腫瘍マーカー(ProGRP)検査	1回	3,940 円	3,753 円	4,050 円
腫瘍マーカー(NSE)検査	1回	3,620 円	3,448 円	3,720 円
B型肝炎(HBs抗原抗体)検査	1回	2,690 円	2,562 円	2,770 円
C型肝炎(HCV)検査	1回	3,310 円	3,153 円	3,410 円
梅毒反応(RPR・TPHA)検査	1回	2,540 円	2,420 円	2,610 円
男性セット(第1項から第3項までに規定する検査を行うものをいう。)	1回	6,460 円	6,153 円	6,650 円
女性セット(第2項、第4項及び第5項に規定する検査を行うものをいう。)	1回	5,090 円	4,848 円	5,240 円
呼吸器セット(第6項から第8項までに規定する検査を行うものをいう。)	1回	5,090 円	4,848 円	5,240 円
肝炎ウイルスセット(第10項及び第11項に規定する検査を行うものをいう。)	1回	3,950 円	3,762 円	4,060 円

病理検査

区分	単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
子宮頸検査(スメアテスト)	1回	4,020 円	3,829 円	4,140 円

画像撮影検査

区分	単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
肺がんマルチスライスCT検査	1回	16,800 円	16,000 円	17,280 円
肝臓・胆嚢胆管・膵臓がんマルチスライスCT検査(内臓脂肪検査を含む。)	1回	16,800 円	16,000 円	17,280 円
乳房エックス線撮影(マンモグラフィ)検査	1回	5,380 円	5,124 円	5,530 円
乳腺超音波(エコー)検査	1回	3,680 円	3,505 円	3,790 円

その他の検査

区分	単位	現行金額(内税)	改定後金額(税抜)	改定後金額(税込)
骨密度測定	1回	840 円	800 円	860 円

備考

改定後金額(税込)に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

新病院を見すえた各種業務委託等について

1. 趣旨

新病院の開院を見すえ、具体化する各種業務委託の概要等について報告するものです。

2. 対象業務及び主な特徴について

業務名 (契約期間)	新病院における業務の主な特徴
施設管理業務委託 (新病院引渡日<業務開始>～ 平成 29 年 3 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事完了に伴う新病院引渡～新病院開院までは警備、清掃等を中心とした業務 ● 新病院開院後は、建築物保守管理、運転監視、設備保守管理、植栽管理、環境測定、清掃、保安警備、電話交換等の一体的業務
新病院への移転業務委託 (契約締結日～平成 26 年 10 月 31 日)	<p>【移転準備業務】</p> <p>物品調査に基づく搬送物品調査、移転物品・残地物品・廃棄物品の分類・リスト作成、移転業務計画書・移転業務工程表・物品搬送計画書・養生計画書、各種マニュアルの作成、病院関係者への説明、移転シミュレーション等</p> <p>【物品搬送業務】</p> <p>各種物品の搬送業務(移転日、移転日前後の搬送を含む)</p> <p>【患者移送業務】</p> <p>病院側との役割分担に基づく患者移送業務</p> <p>【建物養生業務】</p> <p>搬送時の建物・設備・備品等の損傷保護のための養生の実施</p> <p>【廃棄物運搬業務】</p> <p>廃棄物の所定場所への運搬</p>

3. 今後の予定

施設管理業務委託、新病院への移転業務委託経費について、平成 25 年 12 月補正予算に計上する予定です。

4. その他

平成26年4月に業務を開始する委託業務については、現病院の期間と、新病院の期間をまたがります。現在、契約手続を進めている業務の仕様における新病院を見すえた特徴は、次のとおりです。

業務名 (契約期間)	新病院における業務の主な特徴
医事業務委託 (平成26年4月1日<業務開始> ～平成28年10月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療報酬改定月(4月)に契約更新時期が重ならないように契約期間(～10月10日)を設定 ● 各種受付業務の一体的実施 ● ブロック受付による受付業務の実施 ● 誘導・案内業務を充実するための総合案内コンシェルジュの配置
患者食調理業務委託 (平成26年4月1日<業務開始> ～平成29年3月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材指示単価に基づく食材調達・調理・病棟配送・下膳・食器洗浄の一体的実施 ● 選択メニュー等の充実

また、病院の機能を側面で支える重要なサービスである売店・レストラン・職員食堂・自動販売機(以下「売店等」といった院内サービスについては、「市立ひらかた病院売店等事業者選定のためのプロポーザル実施要綱」を定め、現在、売店等の運営事業者を公募・選定中です。

主なポイントは、次のとおりです。

①貸付方法

長期契約が可能な「行政財産の貸付け」による

②貸付期間

契約締結日から平成31年9月30日まで。ただし、契約期間満了日までに申請があり、特に問題がないと認めた場合は、平成36年9月30日まで

③公募する事業者

事業採算性に差があり、取扱商品が競合するため、売店等を一体運営できる事業者(法人)を公募。ただし、代表事業者を定めた連合体での参加も可能

④選定

運営事業者の経営能力や業務実績、サービス内容・実施体制、貸付料などの提案を総合的に評価し、選定する

新病院に向けた医療機器等の契約状況 及び情報システムの整備等について

1. 趣旨

現時点における各種医療機器の契約状況について報告するとともに、新病院に向けて整備に取り組む情報システムの概要について報告するものです。

2. 契約状況の概要

(1) 放射線科分 (予算額 1,371,000,000 円)

【契約済機器】 (契約済額 1,342,540,300 円)

デジタルガンマカメラ、リニアック(治療計画用 CT 含む)、X線一般撮影装置(X線発生装置 5台、フラットパネル3式)、X線透視撮影装置、乳房X線撮影装置、320列マルチスライスCT、MRI(3テスラ)、MRI(1.5テスラ)、アンギオグラフィー、歯科用X線撮影装置(デンタル・パノラマ)等 (残額 28,459,700 円)

(2) その他医療機器分 (予算額 645,799,000 円)

【契約済機器】 (契約済額 236,244,750 円)

手術室等取付機器(無影灯・シーリングサプライユニット・各種アーム、手術室壁面器材)
中央材料室取付機器(両扉式ジェットウォッシャー超音波洗浄装置、両扉式システム乾燥機、
両扉式高圧蒸気滅菌装置、減圧沸騰式洗浄装置、RO水製造装置等)
口腔外科用診療ユニット、感染対策電動昇降解剖台 等

【今後契約予定機器】

ベッドパンウォッシャー、ユニット式調乳水製造装置、ミストシャワー浴装置、機械浴装置、業務用洗濯機・乾燥機、遺体保管用冷蔵庫、手術室映像システム 等

3. 新病院に向けた情報システムの整備等

新病院に向けて整備を進める情報機器や情報システム等について、当初想定よりも機器設定やシステム構築等に必要期間が長くなったことなどから、今年度内に契約事務を進めようとするものです。

購入するシステム等	システムの概要等
新病院電子カルテ端末等	新病院に設置する電子カルテ端末等の購入。契約事務手続・製造・端末設定・設置・動作テスト期間を確保した上、新病院開院前のリハール前に引渡しできるようにするためには、8ヶ月程度を必要とするため、今年度内の契約を必要とする。

購入するシステム等	システムの概要等
手術部門支援システム	手術時における麻酔記録等の事務処理を電子化することで麻酔科医師の事務負担軽減を図るとともに、医事会計システムとの連携によって麻酔等に関わるコスト漏れを防止するシステム。7室に増加する手術室の効率的な運用を図るためには、早期稼働に向け、今年度内の契約を必要とする。
放射線情報管理システム	放射線関係業務のオーダー・受付・照会・撮影管理等の業務を行うために必要な情報管理システム。新病院では、新たに放射線治療を開始するため、本システムの再構築に当初想定よりも長い期間を要し、年度内の契約を必要とする。あわせて、撮影機器の増加に対応できるよう画像情報管理システムの更新を図る。
新病院外来用システム等	新病院の外来エリアに設置する患者誘導システム・自動精算機等のシステム。これらは、電子カルテシステムの部門システムであり、システム構築には、今年度内の着手を必要とする。
新病院情報システム稼働委託	新病院における端末展開や情報システムの移設作業に必要なシステムエンジニア等の作業。新病院開院時に情報システムを稼働させるには、今年度内の着手を必要とする。

4. 今後の予定

- 新病院に向けて整備等を進める情報機器や情報システム等の契約に必要な費用について、平成25年12月補正予算に計上する予定です。
- 平成26年4月に予定されている消費税率の改定につきましては、3月補正予算により対応する予定です。